

第一問

甲国に常居所を有する X は、日本への観光旅行を計画し、関西から関東への移動のため、日本に本店を有する日本法人 Y が運行する航空便を Y の甲国支店で予約した。その際、Y の約款に署名をし、旅客運送契約(本件契約)を締結した。同約款には、航空機事故による人身傷害についての責任制限条項および日本法を指定する準拠法条項が置かれていた。ところが、X が関西空港から搭乗した航空機(本件航空機)は、エンジンのトラブルによって上空で大きく揺れ、それにより X は負傷した。そこで、X は Y を相手取って日本で訴えを提起し、本件契約違反に基づく損害賠償と不法行為に基づく損害賠償を請求した。甲国法には、航空機事故による人身傷害について、責任制限条項を無効とする規定が置かれている。

本件航空機は、エンジンのトラブルを受けて関西空港に引き返さざるを得なかったため、Y は、運行の混乱による損害を被った。そこで、Y は、当該エンジンの整備作業を乙国で行った乙国法人 Z を相手取り、整備における Z の注意義務違反を主張し、不法行為に基づく損害賠償を請求して日本で訴えを提起した。本件航空機は、当該エンジンのトラブル当時は Y が所有して運行していたが、当該エンジンの整備作業当時は、乙国法人 A が所有して運行しており、Z は A からの依頼を受けて同作業を行った。

(1) X の Y に対する本件契約違反に基づく損害賠償請求に適用される法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(2) X の Y に対する不法行為に基づく損害賠償請求に適用される法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(3) Y の Z に対する不法行為に基づく損害賠償請求に適用される法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 15 点)

第二問 次の各小問に答えなさい。各小問は互いに独立しているものとする。

(1) 日本に住所を有する 17 歳の日本人 X は、甲国内で対面により、単独で Y との間で乙国法を準拠法として美術品を購入する契約(本件契約)を締結した。契約当時、X は大人びた風貌で、Y は X の年齢を知らなかった。Y は本件契約に従って美術品を引き渡したが、X が代金を支払わないので、X を相手取って日本で訴えを提起した。X は、行為能力制限を理由として本件契約は効力を有しないと主張している。X の主張は認められるか。なお、甲国法および乙国法では成年年齢は 20 歳であって、未成年者が単独で締結した契約は、相手方が未成年者の年齢につき悪意又は重過失である場合に限り取り消すことができる。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(2) 日本に住所を有する甲国人 X につき、日本で保佐開始の審判(本件審判)がなされ、保佐人 A が選任された。X は A の同意を得ることなく、甲国内で対面により、Y との間で乙国法を準拠法とする借財の契約(本件契約)を締結し、Y から金銭を借り受けた。Y は、X を相手取って日本で訴えを提起し、元本の返済と利息の支払を請求した。X は、行為能力制限を理由として本件契約を取り消すことができるか。なお、甲国および乙国では、本件審判の効力は承認されない。また、甲国法および乙国法上、

日本法上の被保佐人に相当する者は、借財の契約については、保佐人の同意を得ずに締結しても取り消すことはできない。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(3) 日本で設立され、乙国を本拠として活動している法人 X は、その代表者 A を通じ、甲国内で対面により、Y との間で、乙国法を準拠法として美術品を購入する契約(本件契約)を締結した。Y は本件契約に従って美術品を引き渡したが、X が代金を支払わないので、X を相手取って日本で訴えを提起した。X は、本契約は定款で定められた目的の範囲外であるため、X に効果帰属しないと主張している。この主張の当否を決めるのは何国法か。なお、甲国法では、法人は、その定款で定められた目的を根拠として、締結した契約の効果帰属を争うことができないと規定されている。他方、乙国法では、法人は、定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うと規定されている。(期末試験総点 80 点中 10 点)